

神奈川県 手話推進計画 骨子案（検討案）

目 次

第1章	計画の概要	1
1	計画策定の趣旨・背景	1
2	基本理念	1
3	計画期間	2
4	神奈川県の手話をとりまく現状	2
第2章	手話推進計画が目指す姿	2
第3章	施策の展開	3
1	施策の体系図（案）	3
2	基本方針の考え方	3
第4章	推進体制	4

第1章 計画の概要

第1節 計画策定の趣旨・背景

平成 18 年に国連で採択された障害者の権利に関する条約において、手話が言語であることが世界的に認められた。わが国では平成 26 年に批准した。（平成 27 年 7 月現在 157 カ国が批准）

国内法では平成 23 年の障害者基本法の改正時に、手話が言語であることを明らかにされている。

手話に対する理解をさらに推進するため、神奈川県では、平成 26 年 12 月に手話言語条例を公布し、平成 27 年 4 月に施行した。

条例では、手話は言語であるという認識の下で、県は、手話の普及等を推進する責務を有するとともに、手話の普及等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、手話の普及等に関する計画（以下、「手話推進計画」という。）を策定し、これを実施しなければならないとされている。

手話推進計画については、手話が独自の言語体系を有する文化的所産であって、ろう者（ ）が知的で心豊かな日常生活又は社会生活を営むために大切に受け継いできたものであること、ろう者とろう者以外の者が相互にその人格と個性を尊重し合いながら共生することのできる地域社会の実現のための意思疎通及び情報の取得又は利用の手段として必要な言語であることを、県民の理解の下に推進する必要がある。

第2節 基本理念

手話は、独自の言語体系を有する文化的所産であって、ろう者が知的で心豊かな日常生活又は社会生活を営むために大切に受け継いできた言語である。また、ろう者とろう者以外の者が相互にその人格と個性を尊重しあいながら共生することのできる地域社会の実現のための意思疎通及び情報の取得又は利用の手段として必要なものである。

手話推進計画は、手話に対する上記の認識の下、手話の普及等に関する施策の基本的な方向を定めたものであるとともに、施策の実施に当たっては、市町村、事業者、手話を使用する者と協力し、行うものとする。

手話言語条例において「ろう者」とは、手話を言語として日常生活又は社会生活を営む者をいう。

第3節 計画の期間

計画の期間については、平成28年度から平成32年度の5年間とする。

第4節 神奈川県の手話をとりにく現状

聴覚・平衡機能障害者数 23,450人（障害者手帳交付者数）

（平成27年3月31日現在）

登録手話通訳者数 654名（平成27年3月31日現在）

1年間の手話通訳の派遣件数 18,747件（平成26年4月1日～平成27年3月31日）

（障害者のうち手話でコミュニケーションをする人の割合 18.9%
（厚生労働省「平成18年度身体障害者・児実態調査結果」より/全国の状況）

第2章 手話推進計画が目指す姿

【手話の普及】

➡ 県民みんなに手話の理解を進め、
一人でも多くの人に手話を普及します！

【手話に関する教育及び学習の振興】

➡ 教育現場で手話を学ぶ機会の充実や、
手話を学習する仕組みを作ります！

【手話を使用しやすい環境の整備】

➡ 日常生活で、手話を使用する機会を充実し、
手話通訳者の配置の充実等に努めます！



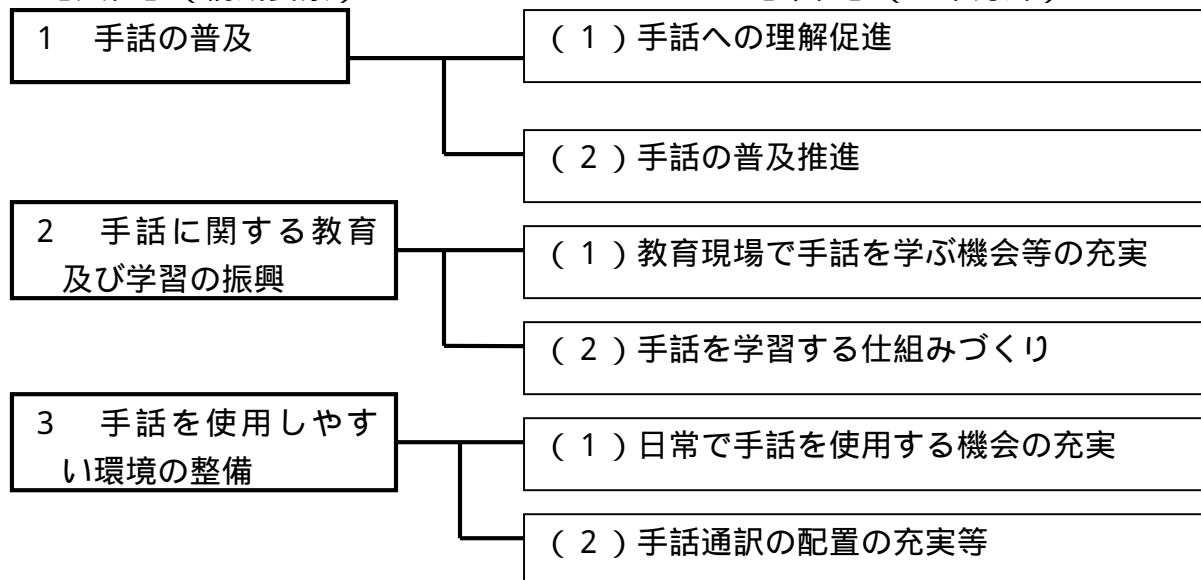
手話を通じてお互いを尊重する共生社会の実現

第3章 施策の展開

第1節 施策の体系図(案)

【大柱】(構成要素)

【中柱】(基本方針)



第2節 基本方針の考え方

1 手話の普及

(1) 手話への理解促進

手話を身近なものとするよう、手話への理解を促進します。

(2) 手話の普及推進

手話をより多くの方が理解し、使用することができるよう、手話の普及を促進します。

2 手話に関する教育及び学習の振興

(1) 教育現場で手話を学ぶ機会等の充実

児童・生徒の頃から手話に触れることの重要性に鑑み、教員への手話研修の充実や手話教材の作成等を行い、手話に触れる機会をより充実します。

(2) 手話を学習する仕組みづくり

積極的に手話を学びたくなるような仕組みをつくりまします。

3 手話を使用しやすい環境の整備

(1) 日常で手話を使用する機会の充実

日常生活の中で、ろう者が手話を使用しやすい社会を目指します。

(2) 手話通訳の配置の充実等

手話通訳者の配置の充実等に努めます。

第4章 推進体制

(1) 手話言語普及推進協議会

手話推進計画の円滑な推進を図るため、有識者等から構成される手話言語普及推進協議会において、計画に掲げた施策の取組状況等を報告、意見交換を行い、計画の効率的な推進を図ります。

(2) 手話言語推進会議

庁内関係部局で構成する手話言語推進会議において、全庁的な視点から課題や取組みについて検討を行うとともに、関係部局と連携しつつ、計画の総合的な推進を図ります。

(3) 市町村や事業者等との連携・協力

手話の普及等に関する施策の推進には、市町村や事業者等との連携・協力が不可欠であることから、市町村や事業者等との連携・協力体制の一層の強化を図ります。